

岐運総第27号
令和4年1月7日

岐阜県行政書士会 会長 殿

岐阜運輸支局長
(公印省略)

自動車検査・登録業務の年度末集中の解消について (お願い)

平素は運輸支局の業務に対し、格別のご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、毎年3月は、自動車検査・登録の諸申請が著しく増加集中して窓口が非常に混雑します。当支局といたしましても円滑な業務処理に最善をつくすよう努めておりますが、なにぶん極端な集中のため、申請者の皆様方には長時間お待ちいただくなど多大なご迷惑をおかけしている状況となっております。

つきましては、このような状況を解消するため、貴団体傘下会員（組合員）に対し、別紙事項について、ご協力くださいますよう周知方お願いいたします。

自動車検査・登録業務の年度末集中の解消について（お願い）

1. 検査業務について

(1) 継続検査

- ① 3月中に自動車検査証の有効期間が満了する車両は、顧客の協力を得て2月の比較的業務閑散な時期に受検するようお願いします。
- ② 検査予約が輻輳した場合は、できる限り次の車両を優先して受検するようお願いします。
 - ・自動車検査証の有効期間が満了している車両
 - ・自動車検査証の有効期間の満了日が間近な車両
- ③ 4月以降に自動車検査証の有効期間が満了する車両は、顧客の協力を得て4月以降に受検するようお願いします。
- ④ 事業場の能力に応じた整備計画を立て、自動車の点検整備及び完成検査を確実にを行い、再検査の防止に努めるようお願いします。
- ⑤ 指定整備事業者におかれては、継続OSS申請を積極的に導入して利用頂き、待ち時間の短縮など継続窓口の混雑緩和にご協力をお願いします。また、保安基準適合証による紙申請は、午後及び週末の集中を避けるため可能な限り午前及び週初めに申請するなど平準化にご協力をお願いします。

(2) 新規検査、予備検査

- ① 新規検査については、月末に集中しないよう計画的に受検するようお願いします。
- ② 予備検査については、やむを得ないものを除き受検を控えるようお願いします。特に3月17日(木)以降は受検を避けるようお願いします。
- ③ 車両の塗装等を含め完全に仕上がってから受検するようお願いします。

(3) 検査予約

- ① 見込み予約は、絶対に行わないようお願いします。
- ② 予約した検査の時間帯を厳守するようお願いします。特に午前中は検査予約が集中しますので、可能な限り午後の時間帯での予約をお願いします。

2. 登録業務について

- (1) 可能である全ての申請においてOSSの利用をお願いします。また、OSSによらない申請の場合でも、可能な全ての申請で電子自賠責情報、電子保安基準適合証情報を利用するようお願いします。
- (2) 年度内に登録手続が必要な車両については、できる限り3月中旬までに手続を行うようお願いします。また、年度末集中中期前においても、週末の集中混雑を避けるため、可能な限り週中に申請するなど平準化にご協力をお願いします。
- (3) ディーラー等の委任状を発行する際には、代理人に対し申請手続を早急に済ませるようご依頼をお願いします。

(4) 申請書類は、不備のないように内容をよく確認したうえ、提出するようお願いいたします。

(5) 一般のお客様による相談窓口の利用を円滑に行うため、登録に必要な書類や申請書の書き方などについて、できる限り団体内、社内で情報を共有し、相談窓口の利用の縮減にご協力をお願いします。

3. 申請書（OCRシート）の記載について

記載内容に誤りのないよう正確かつ明瞭にお願いします。

4. 事故防止等について

構内の混雑が予想されますので、特に次の事項に留意するようお願いします。

- ① 構内では標識を遵守し、最徐行するなど安全運転に努めて下さい。
- ② 構内では再検査等による整備不良箇所の手直し等を行わないで下さい。
- ③ 構内の混雑を避けるため、諸手続が完了した場合は速やかにお帰り願います。
- ④ 盗難防止のため、車両から離れる際は必ず施錠して下さい。
- ⑤ 進入路及び検査コース内には駐車しないで下さい。
- ⑥ 構内整理員がいる場合は、その者の指示に従い運転して下さい。
- ⑦ 子供同伴の場合は、子供の事故防止に十分配慮し、乗車させたままの受検及び駐車場での放置はしないで下さい。

5. 新型コロナウイルス感染症の防止のため、以下の点にご協力をお願いします。

- ① 可能な限りマスクを着用していただくとともに、手洗いなどにより手指の衛生をお願いします。
- ② 風邪症状などのある方は、体調を整えてから来所して下さい。
- ③ 待ち時間表示を確認し、車で待機などして下さい。
- ④ まとめて申請するなど、来所者の人数や回数を縮減して下さい。
- ⑤ 解体届・重量税還付申請、一時抹消登録後の所有者変更記録などは、可能な限り後日交付として下さい。（手数料納付書にその旨記載下さい）
- ⑥ ボールペン、鉛筆、朱肉などを持参し、ロビー備付品の使用は極力控えて下さい。なお、住所コードなど各種コードは以下のサイトで検索できます。

検索ワード・・・住所コード 自動車

「自動車登録関係コード検索システム」

<https://www.kodokensaku.mlit.go.jp/motas/>

自動車登録関係コード検索システム

